

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	向川原地区 (向川原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 6月 25日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は、農地面積は少なく水稻を中心に作付けされている。地域内の水稻耕作者は1名で、その他は集落外からの入作者により耕作している状況である。
 ・共同取組は堀上げ(春・秋)、草刈り(夏)、農道整備(秋)など年間3回程度実施されるが、参加者のほとんどが70代であることから年々負担が大きくなっている。

【地域の基礎的データ】農業者:1人 認定農業者:0人 新規就農者:0人
 主な作物:水稻(飼料用米含む)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農業者の高齢化及び担い手の不足により、今後、農村環境を維持することも困難になってくることから、集落内の農業者及び集落外からの入作者を確保し、農地の荒廃を防止する。
 ・農道及び水路については集落ぐるみで共同活動を実施し農村環境の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・圃場整備実施区域を主に、今後農用地として管理可能な区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・経営拡大を希望する集落周辺の認定農業者等の受入れを促進していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・集落の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業の完了から40年以上が経過し水路などが老朽化していることから、町及び土地改良区と連携しながら計画的に整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落内の担い手の確保が困難であり、集落外からの担い手等が耕作しやすい状況を構築し、持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域外からの担い手に集積・集約化を進めるため不用である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑧農道・水路の保全については集落ぐるみで実施していく。
 ⑩集落外からの担い手が確保されるまで、集落内で連携し農地の維持・管理に努める。